

【研究ノート】

日本国憲法の教育理念に関する考察 —教育基本法の改正に焦点を当てて—

神戸松蔭女子学院大学 郭 暁 博

はじめに

戦後の日本においては、大日本帝国憲法（以下、帝国憲法）から転換した日本国憲法が1947（昭和22）年に施行された。教育分野においては、日本国憲法における教育の基本理念をもとに、教育の基本を確立し、その振興を図るために、教育基本法が1947（昭和22）年に制定された。

この日本国憲法をはじめ、第二次世界大戦の終結後に構築された日本の法体制は、戦後の75年にわたり、その是非が議論されてきた。教育分野においては、日本国憲法が保障する国民の権利の1つである教育権、特に子どもの教育権をめぐり、長年議論されてきた。一方、戦後75年の間に、日本は民主主義のもとに社会構造や経済構造が大きく変わってきた。加え、国際社会の急激な発展、国際競争の激化などに伴い、日本の国家・社会・経済と教育の関係も大きく変わった。2000年代に入ると、いじめや高等学校必修科目の未履修の問題が浮上しており、これらの問題を改善・解決するために、教育委員会や学校の在り方、学校教育の本質や教育行政が担うべき責任、公教育の在り方、社会全体の在り方に対する再検討が国民に求められるようになった。その結果、国民から信頼される学校教育を確立し、新しい時代を切り拓くたくましい日本人を育成するために、教育基本法に対する見直しが必要とされた。

教育基本法の制定や改正に関する先行研究が数多く存在する。その中で、特に田中による教育基本法の理論や制定過程などに関する研究が挙げられる¹。また、旧教育基本法の制定背景、新教育基本法の改正過程や意義及び課題などについて詳細に検討した研究もある²。

本稿は上記を踏まえ、日本国憲法の教育理念が教育基本法の改正よりどのように反映されるようになったのかを検討し、今後の日本における教育改革の在り方を探ってみる。具体的には、まず近代憲法に関する権利保障の特徴を明らかにする。次に日本国憲法における教育理念を紹介する。第3に日本国憲法の教育理念のもとに制定された教育基本法の改正過程、改正方針及び改正内容について検討する。

1 近代憲法に関する権利の保障

憲法とは、民主主義と立憲主義の考え方を基礎として、基本的人権の尊重と政治のしくみを主な内容とする基本的な法である³。近代憲法が成文法と不文法の2種類に分けられている。成文法とは、国あるいは地方公共団体の政治・行政過程（＝公）による立法手続きと形式で内容が規定され、文章化された法を指す。一方、不文法は、成文法のような手続きと形式により制定されるものではないが、日常生活において事実上法的役割を果たしているものである⁴。成文憲法を代表する国としてアメリカ、中国などが挙げられる。一方、不文憲法を代表する国がイギリスである。

近代憲法が制定される前に、1776（安永5）年のアメリカ独立宣言には「われらは、次の事柄を自明の真理であると信ずる。すべての人は平等に造られ、造物主によって一定の奪うことのできない権利を与えられ、その中には生命、自由および幸福の追求が含まれる。以降省略」とすべての人間に対する平

等の理念が示された。また 1789（寛政元）年 8 月にフランス革命後、フランスでは「人間および市民の権利の宣言」（以下、権利宣言）が制定された。これらの権利宣言が人間または国民の各種の権利を保障しようとするものである。1787（天明 7）年に制定されたアメリカ合衆国憲法をはじめ、世界諸国の成文憲法がこれらの権利宣言をもとに制定されている。

近代憲法の特徴について、上述した国を含め、沖原が「これらの憲法が君主の専制的権利を制限し、人民の権利を保護するために生まれてきたものという点である。すなわち、単なる国家統治の根本法ではなくて、人民の基本的権利を保障した国家の根本法であるところに、近代憲法の特徴がみられるのである」⁵と述べた。近代国家の憲法はもともと人権の保障を中心としたものであり、国家権力に対する個人の自由と権利とを宣言し、これを確保するために作られたものである。近代国家にあつては、国家権力と個人の権利とは対立者として把握され、国家権力に対して個人の権利を確立し、その関係を表現することが憲法を制定する真の狙いであつた⁶。「人間または国民の権利」と「人権の保障」を重視し、国家権力と国民権利の関係を表現するのが近代国家の憲法の特徴であると把握できよう。

一方、憲法における教育に関する項目が国・地域により異なっている。例えば、アメリカは、連邦制国家のため、連邦レベルの「合衆国憲法」が 1787（天明 7）年に制定された。この「合衆国憲法」の特徴について、高井が形式的には硬性成典憲法⁷たる点に、内容的には連邦制、権力分立、個人的権利の保障の三点に要約できよう⁸と述べた。「合衆国憲法」においては、教育に関する記述がほとんどなく、その代わりに、教育は州の管轄下に置かれている⁹。その理由について、上原が①教育がほとんど私事であつて、世俗政府の関心事と考えられていなかった；②憲法制定の任にあつた憲法会議に参加した各州の代表者たちが、一般民衆教育への試みには何らか特別な共感を示さなかった；③独立革命後の「危機の時代」において、（中略）教育問題には真剣にとりくむ余裕をもたなかった¹⁰と述べた。隣国の中国においては、1949（昭和 24）年の中華人民共和国の成立に伴い、1954（昭和 29）年に中華人民共和国憲法が制定された。憲法の教育に関する記述について、公民が教育を受ける権利および義務を有するとともに、中華人民共和国憲法第十九条には「①国家が社会主義の教育事業を振興し、全国人民の科学・文化水準を向上させる；②国家は各種の学校を興し、初等義務教育を普及させ、中等教育、職業教育及び高等教育を発展させ、かつ、就学前教育を発展させる。以下省略」¹¹と明記されている。一方、世界で最も古く制定された不文憲法であるイギリスの憲法には、教育に関する項目が設けられていない。その代わりに、1944（昭和 19）年に制定されたイギリスの教育法が、教育に関する項目を定めている。

戦後の日本国憲法が、同じく上述した近代憲法の特徴を取り入れながら制定された。次章では、日本国憲法の制定過程、基本原理及び教育に関する項目を検討する。

2 日本国憲法の制定過程、基本原理及び教育理念

前章では、近代憲法に関する権利保障の特徴について、説明した。本章は日本国憲法の制定過程、基本原理及び教育理念について検討する。

前述したように、現行の日本国憲法は 1947（昭和 22）年に成立した。現行日本国憲法の前身が 1889 年（明治 22 年）に制定された帝国憲法である。戦後、ポツダム宣言により、日本は平和な国を建設するために、新しい憲法を制定することが求められるようになった。帝国憲法が天皇が定めた欽定憲法であり、君主権を強く強調するものであつたのに対し、現行の日本国憲法が民主主義を重視している。戦後、

連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）がアメリカ合衆国憲法やほかの近代憲法をもとに、日本国憲法の草案（通称、マッカーサー草案）を起草した。その結果、このマッカーサー草案が、議会で審議され、1946（昭和21）年11月3日に公布され、1947（昭和22）年に施行されるようになった。この日本国憲法が①「国民主権」、②「基本的な人権の尊重」、③「平和主義」の三つの基本原則をもとに制定されたものである。そのうち、①「国民主権」は第二次世界大戦後に新しく作られた憲法の代表的な特徴である。帝国憲法では、天皇が主権者であるとされており、国民が「臣民」と位置付けられていた。一方、日本国憲法では国民が主権者の地位に置かれ、天皇が国民の象徴とされている。②「基本的な人権の尊重」について、日本国憲法第十四条の「法の下での平等」の項目で反映されている。日本国憲法は福祉国家における実質的平等¹²を目指すことが把握できよう。③「平和主義」について、日本国憲法第九条には、戦争の放棄、戦力の不保持を定めている。この「平和主義」に関する項目は日本国憲法が特有の項目であり、戦後それに対する再議論や批判が自民党をはじめ、活発化している。

一方、教育に関する規定は今までの帝国憲法には設けられなかったが、教育は天皇の大権事項として定められているのである¹³。帝国憲法には教育の基本となる勅令を発する根拠となる条文が設定されている。また教育行政の基本となる官制等の制定に関する条文も設けられている。具体的には、教育の基本となる勅令が教育勅語の形で施行されていた。この教育勅語は、1890（明治23）年、明治天皇が教育に関して与えた勅語であり、大日本帝国における政府の教育方針を示す文書と位置づけられる¹⁴。戦後、教育勅語が1948（昭和23）年6月19日に国会により失効と決議された。そのかわりに、日本国憲法に則って教育基本法が1947（昭和22）年に施行された。この教育基本法が日本国憲法の基本理念のもとで制定されたもので、教育における国の基本方針を示している。以下で、日本国憲法における教育に関する項目を整理する。

日本国憲法における教育に直接関係する項目として第二十六条が挙げられる。第二十六条には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」ことが規定されている。国民の「教育を受ける権利」と「義務教育」を規定し、「教育の機会均等」という基本理念を示している。この「教育の機会均等」という基本理念が教育基本法をはじめ、教育に関する法律には具体化されている。

それ以外に教育の基本原則や教育制度・政策などに関連するものとして、日本国憲法の第十三条、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十三条、第八十九条が挙げられる。

そのうち、第十三条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定している。教育を含める「国民の権利」を保障する項目として位置付けられている。

また、第十四条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（以下、省略）」と強調されている。これは「法の下での平等」を規定する項目である。教育分野においては、教育基本法第4条1項の「教育の機会均等」の項目に、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されないといった内容で具体化されている。

次章で憲法の教育理念をもとに制定された教育基本法の特徴、基本理念及び改正過程を検討する。

3 教育基本法の特徴、基本理念及び改正過程

前章では、日本国憲法の制定過程、基本原理及び教育理念を説明した。本章は教育基本法の特徴、基本理念および改正過程を明らかにする。

前述したように、戦後、帝国憲法から憲法へと転換した。教育分野においては、戦前の教育勅語から教育基本法へと転換してきた。1947（昭和22）年に日本国憲法が施行された4か月後に、教育基本法が施行されるようになった。教育基本法が国として非常に重要な法律であると認識され、前文¹⁵を置いている。具体的に「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい教育の基本を確立するため、この法律を制定する」と規定されている。これは日本国憲法と教育との関係を明確にし、法制定の由来を規定するものである。その中に、日本国民が「民主的な国家」と「文化的な国家」を構築する義務があると定められている。教育は「個人の尊厳を重んじ」、「真理と平和を希求する人間の育成」、「普遍的にしてしかも個性豊かな人間の育成」を目標としている。教育基本法は、「教育の機会均等」という日本国憲法における教育理念のもとに、戦後の国民権利の1つである「教育を受ける権利」を保障することを徹底してきた。

だが、戦後、経済の復興から成長へと移行する時期に、教育が経済の復興・成長する手段として期待されており、今までは政府与党である自民党が憲法・教育基本法の改革に関する議論を多くなされてきた。21世紀に入ると、その議論がさらに活発化するようになった。

具体的には、2000年代に入ると、臨時教育審議会の発足や教育の市場原理への導入など、新国家主義と新自由主義に基づく構造改革が小泉政権より行われた。教育政策を含め、国レベルの政策が政府主導で策定されるようになってきている。2000（平成12）年3月に内閣総理大臣の下に設けられた教育改革国民会議が、教育分野における諸問題を改善するため、全面的・徹底的な教育制度改革が必要であると提起した。2000（平成12）年12月に教育改革国民会議が「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」をまとめ、教育振興基本計画の策定と教育基本法の見直しの必要性を提言した。これにより、中央教育審議会が「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を公表し、教育基本法改正の必要性をとりまとめた。これまでの教育基本法に書かれている「個人の尊厳」、「人格の完成」などの普遍的な理念は今後とも大切にする一方で、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から、今日極めて重要と考えられる教育の理念や原則を明確にするため、教育基本法を改正することが必要である¹⁶と提言した。このように、教育改革国民会議と中央教育審議会の一体化を通して、政府与党である自民党が教育基本法の改正を進めていた。2006（平成18）年に第一次安倍政権のもとに、教育基本法が戦後60年ぶりに改正された。今回の改正より、第3条「生涯学習の理念」、第7条「大学」、第8条「私立大学」、第9条「教員」（改正前の第6条第2項から）、第10条「家庭教育」、第11条「幼児教育」、第13条「学校・家庭・地域住民等の連携」、第17条「教育振興基本計画」などの項目が新たに追加された。一方、改正前の第5条「男女共学」に関する項目が削除された。

今回の改正内容が、今まで抱えた教育における諸問題の改善策の方向性や今後の教育の在り方につい

て言及した。具体的には、改正後の基本理念に、従来の「個人の尊厳」を重んじる内容に加え、「公共の精神」や「伝統の継承」などの内容も追加された。今回の改正は21世紀を切り拓く豊かな人間性と創造性を備えた日本人の育成を重視することが把握できよう。「教育を受ける権利」や「教育の機会均等」の観点から、学校教育だけではなく、生涯を通じて学習することが可能な生涯学習社会の構築も重点に置かれている。生涯学習の理念、大学、私立大学、家庭教育、幼児教育などに関する項目を追加し、改正後の教育基本法がすべての教育領域を包摂するものになっている。国民のすべての教育段階における権利・機会を均等に保障することが重要な項目として取り上げられている。さらに、教育振興基本計画の作成が政府及び地方公共団体の義務として位置付けられるようになっており、教育委員会や学校の在り方、教育行政が担うべき責任を国民に明確に示すことが求められるようになった。

一方、今後の教育制度改革の具体的な方向性として、①各学校種の目的や目標の見直し、②学習指導要領の改訂、③教員免許更新制の導入、④教育委員会の体制の充実、⑤国、地方公共団体、学校、家庭及び地域社会のさらなる緊密な連携協力の促進などが取り上げられている。これらの改革が日本国憲法・教育基本法の教育理念を反映・保障する手立てとして捉えられよう。

おわりに

本稿は日本国憲法と教育基本法における教育理念について検討した。具体的には、まず近代憲法の「国民の権利」や「人権の尊重」などの権利保障の特色について検討した。次に、日本国憲法の制定過程、基本原則、教育に関する項目を整理した。第3に、日本国憲法の教育理念をもとに制定された教育基本法の特徴及びその改正過程について説明した。

日本国憲法が「国民の権利」や「人権の尊重」という基本理念を示した。教育分野においては、すべての教育段階の「国民の教育を受ける権利」や「教育の機会均等」を保障すること、「個人の尊厳を重んじ」、「真理と平和を希求する人間の育成」、「普遍的にしてしかも個性豊かな人間の育成」などが今後の教育目標として取り上げられている。

改正後の教育基本法が今後教育分野にどのような影響を与えていくのかは明確に示されていないが、日本国憲法における教育理念に適合する運用が期待できよう。改正後に実施された各学校種の目的や目標の見直し、学習指導要領の改訂、義務教育学校制度の創設、幼児教育・高等教育の無償化などの制度改革が「教育の機会均等」という基本理念の下で、教育格差の改善や実質的平等の実現するには、どのような効果をもたらすかを長期的に注目しなければならない。また子どもの「教育を受ける権利」という観点から、子どもの主体性を尊重しつつ、子どもの教育権を保障するために、国、地方公共団体、学校、家庭及び地域社会のさらなる緊密な連携協力が必要である。

本稿は日本国憲法と教育基本法の教育理念、教育基本法の改正過程に関する検討にとどまっており、実際に教育基本法の改正が教育現場に与えた影響及び課題を把握しきれていない。今後、教育現場への継続的な調査を行い、より実践的な知見を得る必要があると考えられる。これらを今後の研究課題として引き続き考察していきたい。

註

- 1 田中耕太郎『教育基本法の理論』有斐閣、1961年。
- 2 市川昭午『教育基本法改正論争史—改正で教育はどうなる』教育開発研究所、2009年。
- 3 法務省「憲法の意義」
http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_qa03.html (最終確認: 2020/10/30)
- 4 高見茂、開沼太郎、宮村裕子『教育法規スタートアップ・ネクスト』昭和堂、2018年、17-18頁。
- 5 沖原豊「各国憲法の教育条項に関する比較研究」『教育学研究』第25巻、第6号、日本教育学会、1958年、2-17頁。
- 6 沖原豊「各国憲法の教育条項に関する比較研究」『教育学研究』第25巻、第6号、日本教育学会、1958年、2-17頁。
- 7 硬性憲法とは、憲法改正に法律の制定より困難な重い手続きを必要とする憲法のことを指す。
高橋和之『立憲主義と日本国憲法』(第5版)有斐閣、2020年、13頁。
- 8 畑博行、小森田秋夫編「1 アメリカ合衆国」『世界の憲法集』(第五版)有信堂、2018年、4頁。
- 9 土井真一「アメリカ」高橋和之編『新版 世界憲法集』(第2版)岩波文庫、2020年、48-93頁。
- 10 上原貞雄「アメリカ合衆国初期州憲法の教育規定」『茨城大学教育学部紀要』第21号、1972年、39-48頁。
- 11 高見澤磨「中国」高橋和之編『新版 世界憲法集』(第2版)岩波文庫、2020年、536-537頁。
- 12 実質的平等について、芦部が20世紀の社会福祉国家においては、社会的・経済的弱者に対して、より厚く保護を与え、それによって他の国民と同等の自由と生存を保障していくことが要請される。このような平等の観念が、実質的平等(結果の平等)である。平等の理念は、歴史的には、形式的平等から実質的平等をも重視する方向へ推移していると言えようと述べた。
芦部信喜著、高橋和之補訂『憲法 第七版』岩波書店、2019年、122頁。
- 13 文部科学省「明治憲法と教育勅語」『学制百年史』
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317610.htm (最終確認: 2020/10/30)
- 14 衆議院 193 回国会「教育基本法の理念と教育勅語の整合性に関する質問主意書」
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193093.htm (最終確認: 2020/10/30)
- 15 法令の各本条の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べた文章を「前文」といい、法令制定の理念を強調して宣明する必要がある場合に置かれることが多い。前文は、具体的な法規を定めたものではなく、その意味で、前文の内容から直接的効果が生ずるものではないが、各本条とともにその法令の一部を構成するものであり、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有する。
「教育基本法」以外に、「前文」を置く日本の基本法は「文化芸術振興基本法」、「男女共同参画社会基本法」、「ものづくり基盤技術振興基本法」、「高齢社会対策基本法」、「観光基本法」がある。
- 16 文部科学省「第2節 新しい時代にふさわしい教育基本法について」『平成18年版 文部科学白書』
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200601/001/001/004.htm (最終確認: 2020/10/30)

A Study on the Educational Philosophy of the Constitution of Japan: Focusing on the Revision of the Basic Act on Education

Xiaobo GUO

After World War II, Japan's legal system was transformed from the previous Constitution of the Empire of Japan to the Constitution of Japan. The Constitution of Japan was promulgated in 1946 and came into effect in 1947. In the field of education, the Basic Act on Education was enacted in 1947 based on the basic principles of education in the Constitution of Japan. In 2006, the Basic Act on Education was amended for the first time in 60 years.

This article examines how the basic principles of education in the Constitution of Japan is reflected in the revision of the Basic Act on Education. First, we examined the characteristics of constitutional rights regarding the modern constitution. Secondly, we clarified the basic principles of education of the Constitution of Japan. Thirdly, we examined the revision process, revision policy, and revision contents of the Basic Act on Education, which is based on the basic principles of education of the Constitution of Japan. Finally, we will explore the possibility of the revision of the educational system in Japan.

As a result, it is necessary to pay attention to the impact of the revision of the Basic Act on Education on its effect of improving educational inequity and the realization of substantial equality. We must also promote closer cooperation between the national government, local governments, schools, families and local communities in order to guarantee children's educational rights while respecting their autonomy.